

東洋美術学校 造形専門課程カリキュラム編成委員会 規程

(設置)

第1条 東洋美術学校（以下「本学」という。）に、東洋美術学校 造形専門課程カリキュラム編成（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学の教育理念を実現するため、学科のカリキュラムの運営及び改善に係る事項を審議し、必要な措置を講ずることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 授業科目の検討、検証に関すること。
- (2) 各科授業の担当教員、授業の到達目標及びテーマ、講義内容、授業計画、成績評価基準に関すること。
- (3) 進級、卒業に関すること
- (4) その他カリキュラムに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学科の学科長 各1名
- (2) その他学科長が必要と認めた者 若干名

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号及び第3号の委員のうちから校長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第2号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(授業計画の作成)

第9条 毎年度の本会議での授業科目の検討・検証に基づき、各科授業を担当する教員により演習、実技、講義内容について作成を行う（授業計画含む）また各学科において内規を定め「担当教員」「授業の到達目標及びテーマ」「講義内容」「授業計画（各回の授業プラン）」「成績評価基準に関する事項」を全科目で記載することを必須として、授業計画作成を行う。

(授業計画の作成時期)

第10条 翌年度の授業計画は、11月末日までに各学科の専任講師が作成し、各学科長並びに校長の承認後、3月の理事会時で正式決定し、3月下旬までに授業計画をweb公開する。

(成績評価)

第11条 演習、実技科目の成績評価は学習内容、作品内容の他に制作、学習態度等を考慮して評価される。講義科目の成績評価は講義試験の評価、レポートの評価、出席状況、学習態度等を総合して評価される。評価基準は下記の通りである。

100～90点 = A (+、-) 89～80点 = B (+、-) 79～70点 = C (+、-)

69～60点 = D (+、-) 59点以下 = 不合格(再試験)

なお、科目によっては合否判定で行う場合もある。成績表、成績証明書には『A・B・C・D・合』で表記する。

第12条 学内の成績評価としてGPAを導入し、特待生評価や就職の推薦候補の選出等に使用する。(GPAとは生徒の履修した1授業科目あたりの平均成績を指す。)学業成績は、授業科目ごとに行う(定期試験、演習の授業、実技)により評価。各授業の評価について、100点満点を基準として60点以上を合格とする。合格者の中でも評価点数により、100～90をA、89～80をB、79～70をC、69～60をDとして成績を定める。成績評価をA(5点)、B(4点)、C(3点)、D(2点)、に換算し、Aの授業数×5+Bの授業数×4+Cの授業数×3+Dの授業数×2の合計を履修科目総数で除してGPAを算出する。

(進級)

第13条 学年に定められた授業科目等を全て修得した者には進級判定会議を経て校長が進級を認定する。

(卒業)

第14条 学費等を完納し所定の授業科目等を全て修得した者には、卒業判定会議を経て校長は卒業を認定し、卒業証書および高度専門士(4年制)・専門士(2年制)の称号を授与する。

2019年3月31日 改